

# 令和 7 年第 2 回弘前市国民健康保険運営協議会

日時：令和 7 年 1 月 23 日（火）

午後 2 時 00 分から

場所：弘前市役所

市民防災館 3 階 防災会議室

## 次 第

1 開 会

2 健康こども部長挨拶

3 会長挨拶

4 諮問事項協議

- ・令和 8 年度弘前市国民健康保険料の料率等の改定について  
※令和 8 年 3 月の市議会定例会にて条例改正を予定

5 報告事項

- ・令和 6 年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について

6 そ の 他

7 閉 会

弘前市国民健康保険運営協議会  
資料 1

## 令和 8 年度弘前市国民健康保険料の料率等の改定について

### 1 料率の改定理由と方法

(1) 子育て世代に対する制度拡充の財源確保のために、医療保険の被保険者及び企業から徴収する保険料とあわせて支援金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されるため、令和 8 年度以降、国民健康保険料の算定において、これまでの医療給付費分（以後「医療分」、基礎賦課額とも言う）、後期高齢者支援金等分（後期分）、介護納付金分（介護分）に、新たに「子ども・子育て支援納付金分」（子育て分）を追加する必要がある。

- ・保険料の構成について …別紙 1
- ・(現状)令和 7 年度の保険料の計算方法 …別紙 2
- ・令和 8 年度の保険料の計算方法 …別紙 3

(2) 加入者の負担増にならないよう、医療分から子育て分を充当する。

また、令和 12 年度に県内の保険料率が統一され、応能割と応益割の比率（賦課割合）が基本の 50 : 50 となることが予想されるため、令和 5 年度に 55 : 45 から 52.5 : 47.5 に改定済であり、今回の改定で医療分の所得割の保険料率を下げることで賦課割合の調整を行う。

### 2 条例改正の概要

(1) 国民健康保険料に、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を加えて賦課・徴収するため、国民健康保険条例に、子ども・子育て支援納付金に係る規定を追加し、所要の改正を行うもの。

※本制度が少子化対策に係るものであることを鑑み、子どもがいる世帯の負担額が増えないよう、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前までの子どもに係る支援金の均等割額（被保険者の人数に応じて算定）の 10 割軽減の措置が講じられ、18 歳以上被保険者全体で負担する。

※子ども・子育て支援納付金においても、現行制度と同様、低所得者に対する応益分の軽減措置（軽減率：7 割、5 割、2 割）の適用や、保険料に一定の限度額（賦課限度額）を設ける。

(2) 応能割と応益割の割合を、50:50 になるよう保険料率等を改正し、文言を整備するもの。

### **3 今後のスケジュール（予定）**

- 令和8年 3月 市議会により条例改正  
令和8年 4月以降 広報等により周知  
令和8年 7月 令和8年度国民健康保険料の賦課  
(子ども・子育て支援納付金を追加した保険料)

# 別紙1

## ○保険料の構成：応能割と応益割

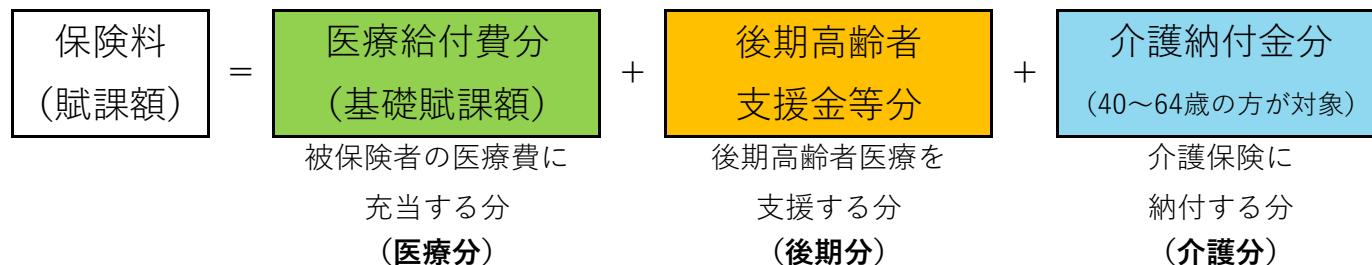
- ・保険料のうち、被保険者の収入など、経済的な負担能力に応じて賦課するものの割合を「応能割」、すべての世帯・被保険者に対して定額を賦課するものの割合を「応益割」という。
- ・「所得割」が占める割合が「応能割」、「均等割」と「平等割」の占める割合が「応益割」に当たる。
- ・賦課総額に占める応能割の比率が高いと低所得者への負担を抑制でき、応益割の比率が高いと受益と負担の均衡が図られる。

①応能割	②応益割
所得割 (前年の所得に応じて負担)	平等割 (加入する全世帯が平等に負担)
保険料全体の50%が基本(弘前市は52.5%)	均等割 (被保険者1人ずつ負担)

## 別紙2

### ○令和7年度の保険料の計算方法

- ・国民健康保険料は、「医療給付費分（基礎賦課額）」の保険料、「後期高齢者支援金等分」の保険料及び「介護納付金分」の保険料の合計額。



- ・それぞれの賦課額は、所得割額、均等割額、平等割額の3つの項目を合算して決定される。

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	賦課基準額 ※ × <u>8.8%</u>	賦課基準額 × <u>3.2%</u>	賦課基準額 × <u>3.4%</u>
均等割	被保険者数 × <u>22,400円</u>	被保険者数 × <u>8,600円</u>	40~64歳の 被保険者数 × <u>10,400円</u>
平等割	<u>22,600円</u> (1世帯あたり)	<u>7,600円</u> (1世帯あたり)	<u>6,000円</u> (1世帯あたり)

- ・世帯の所得に応じて計算  
(賦課基準額 × 保険料率)
- ・世帯の加入人数に応じて計算  
(均等割額 × 被保険者数)
- ・1世帯あたりいくらと計算

※ 賦課基準額とは、各被保険者（介護分は40~64歳の被保険者）の総所得金額等から

それぞれ住民税の基礎控除（43万円）を差し引いた金額をいう。

## 別紙3-1

### ○令和8年度からの保険料の計算方法

- これまでの賦課額に、「子ども・子育て支援納付金分」賦課額を追加。

$$\text{保険料} \quad (\text{賦課額}) = \text{医療給付費分} \quad (\text{基礎賦課額}) + \text{後期高齢者} \quad \text{支援金等分} + \text{介護納付金分} \quad (40\sim64\text{歳の方が対象}) + \text{子ども・子育て支援納付金分}$$

- 子育て分の均等割額は、18歳以上の被保険者が負担する。

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	賦課基準額 × <u>7.4%</u>	賦課基準額 × <u>3.2%</u>	賦課基準額 × <u>3.4%</u>
均等割	被保険者数 × <u>21,400円</u>	被保険者数 × <u>8,600円</u>	40~64歳の 被保険者数 × <u>10,400円</u>
平等割	<u>21,000円</u> (1世帯あたり)	<u>7,600円</u> (1世帯あたり)	<u>6,000円</u> (1世帯あたり)

※  $\alpha$ ：その年度の18歳未満の被保険者全員分の均等割を、18歳以上の被保険者が負担する分。

### 追加

#### 子ども・子育て支援納付金分

子ども・子育て支援金に納付する分  
(子育て分)

#### 子育て分

賦課基準額 × <u>0.4%</u>
+ 18歳以上の 被保険者数 × <u>1,000円 + <math>\alpha</math></u>
<u>1,600円</u> (1世帯あたり)

### ○子ども・子育て支援納付金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

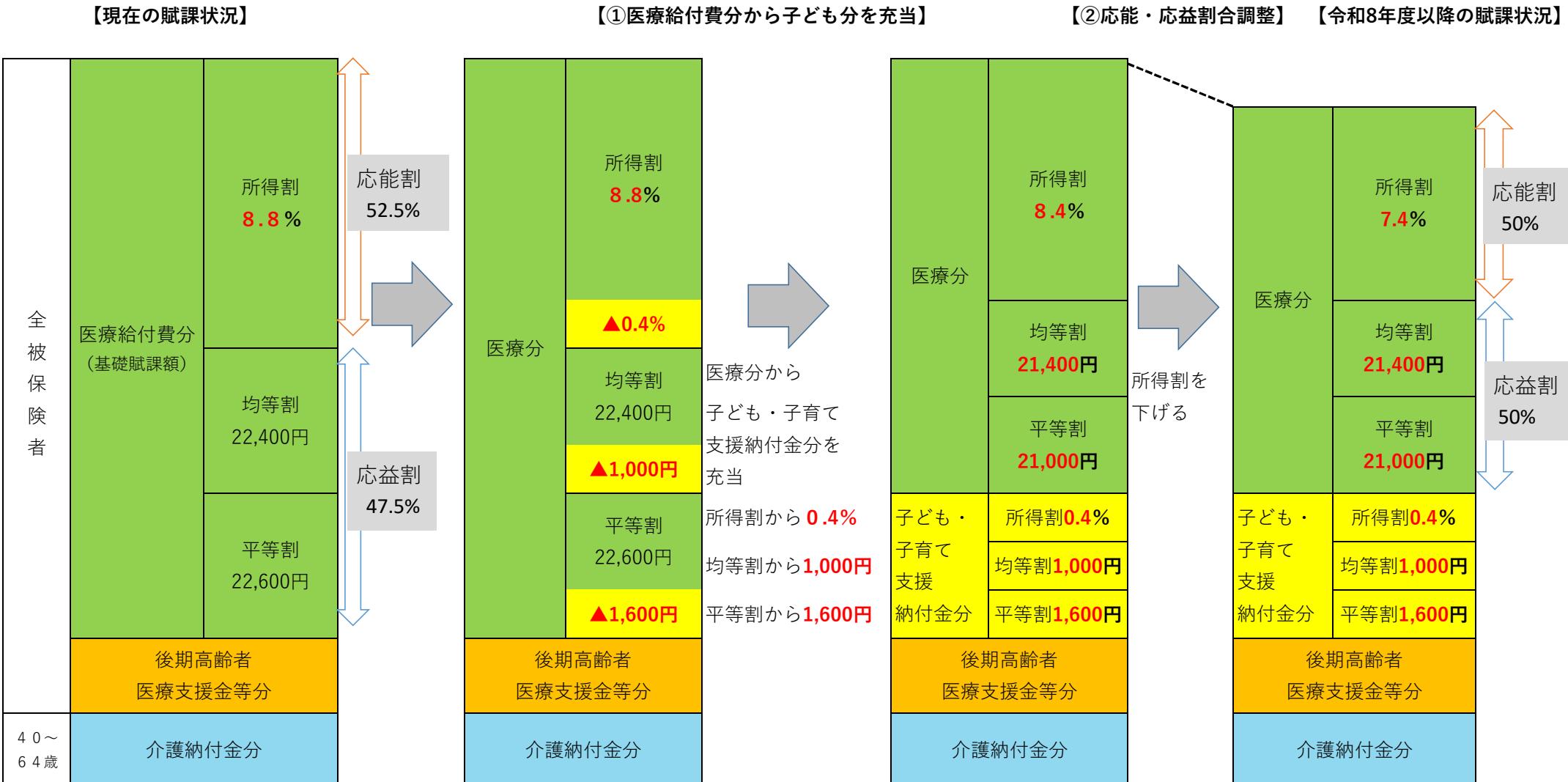
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額
国民健康保険 (市町村国保)	<b>250円</b>	<b>300円</b>	<b>400円</b>

※こども家庭庁資料より抜粋

# 【令和8年度】弘前市国民健康保険料の料率設定

別紙3-2

- ①加入者の負担増にならないよう、医療給付費分（基礎賦課額）から子ども・子育て支援納付金分を充当
- ②県の保険料賦課統一に向け、応益・応能割合を調整。



**令和6年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について  
(国民健康保険制度の概要含む)**

### 1 医療保険制度の体系

75歳以上	後期高齢者医療		
退職	国民健康保険 (主に農林水産業従事者・自営業、無職の方とその扶養家族)		
就労期	①健康保険組合 (主に大企業の従業員と扶養家族)	②協会けんぽ (主に中小企業の従業員と扶養家族)	③共済組合 (公務員とその扶養家族)
就学期・未就学の子 (扶養家族)			国民健康保険

①・②・③は被用者（雇われている労働者の）保険

### 2 国民健康保険の概要

#### （1）被保険者（国保加入者）の特徴

- ①後期高齢者医療と生活保護受給者を除く他の医療保険制度に属さない全ての人が対象で、高齢化や地域の産業構造の影響を受けやすい
- ②年齢構成や医療費水準が高く、被保険者1人当たりの平均所得が低いという構造的な問題を抱えている市町村が多い
- ③当市の被保険者は、人口減少の影響で毎年1,000人超の減少（後期高齢者は増加）

#### ■弘前市国民健康保険 被保険者概要

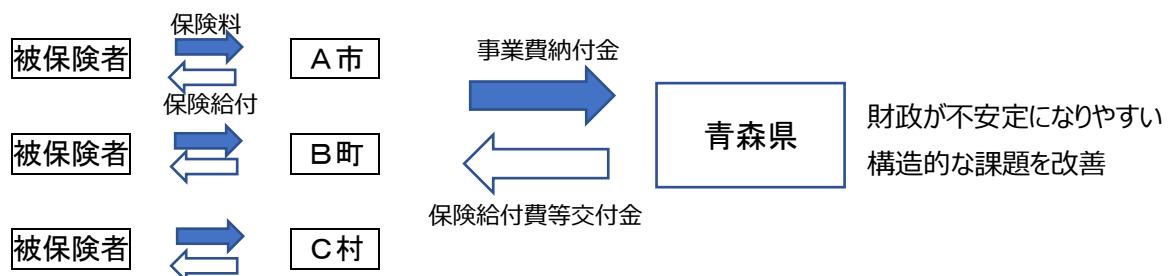
	令和5年度	令和6年度
弘前市総人口（年度平均）	162,350人	159,848人
総世帯数（年度平均）	80,569世帯	80,357世帯
被保険者数（年度平均）	37,106人	35,509人
被保険者世帯数（年度平均）	24,205世帯	23,379世帯
被保険者加入割合	22.86%	22.21%
介護保険第2号被保険者数	12,909人	12,506人

### 3 平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化について

年齢構成や医療費水準が高く、保険料賦課額に影響する被保険者1人当たりの平均所得が低いという構造的な問題を抱え、財政運営が厳しい市町村が多いため、法改正により平成30年度から都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体となった。

具体的には、医療費全額を青森県が負担し、県内市町村は医療費等に応じて県が算定した国民健康保険事業費納付金を納める仕組みとなった。

#### <事業費納付金のイメージ>



国保の都道府県単位化に対し、国が従前より多くの交付金等を交付（年間3,400億円の支援拡充）。これにより、慢性的な赤字であった弘前市国民健康保険特別会計が黒字に転換し、現在に至っている。

#### ■単年度収支と国保財政調整基金残高(単位:円)

	単年度収支	利子	累積赤字	基金残高（年度末）
H26	▲314,829,020	0	▲968,344,494	0
H27	▲804,089,080	0	▲1,772,433,574	0
H28	595,608,904	0	▲1,176,824,670	0
H29	1,178,698,093	0	0	0
H30	720,460,504	87	0	1,873,510
R1	521,462,814	31,469	0	700,280,396
R2	651,622,537	23,862	0	1,205,008,929
R3	716,490,713	29,956	0	1,856,661,422
R4	644,211,551	43,218	0	2,573,195,353
R5	437,193,826	57,042	0	3,217,463,946
R6	0(▲94,486,598)	68,697	0	3,654,726,469

※単年度収支が黒字だった際は、翌年度に基金に追加している。令和6年度は歳入不足により基金約9,500万円を取り崩して補填し、単年度収支は0円となった。基金の取り崩しは令和7年5月に行ったため、令和7年度末基金残高が約9,500万円減少することとなる。

#### 4 国保財政収支の仕組みについて



##### 【各項目の補足説明】

一般会計繰入金：基本的には国保運営は保険料収入で賄うべきものであるが、総務省自治財政局の通知により一般会計からの繰出し基準に合致している項目を国保会計の歳入としている。主なものに保険料負担の軽減を図った費用や国保業務に従事する職員の人事費、出産育児一時金の支給額の3分の2に相当する額などがある。

特別調整交付金：特定健康診査・特定保健指導に係る経費の一部を補填するために交付されるもののほか、保険者の努力（個別保健事業や第三者行為など）に応じて全国市町村が点数で評価され、※獲得した点数に応じて交付されるものなどがある。  
※弘前市は県内市町村でも獲得ポイントが上位にある状況

保険給付費：被保険者の医療費・高額療養費にかかる給付、診療報酬の審査・支払に関する経費、出産育児一時金の支給などがある。

保健事業費：特定健康診査・特定保健指導に係る経費のほか、各市町村が独自に行っている疾病の早期発見や重症化の防止に係る事業の費用。

総務費等：国保業務に従事する職員の人事費、被保険者の資格の管理・更新などの事務や保険料決定通知などの賦課徴収事務に係る経費、国民健康保険運営協議会の開催に関する経費などがある。

## 5 令和6年度弘前市国民健康保険特別会計の決算状況

歳 入	令和6年度	令和5年度	増減額(R6-R5)
保険給付費等交付金 (普通交付金)	12,550,909千円	12,927,475千円	▲376,566千円
国民健康保険料	3,454,886千円	3,573,682千円	▲118,796千円
一般会計繰入金	1,736,292千円	1,726,305千円	9,987千円
国保財政調整基金繰入金	94,487千円	0千円	94,487千円
特別調整交付金	436,454千円	473,954千円	▲37,500千円
その他収入	515,259千円	703,236千円	▲187,977千円
歳 入 合 計	(A) 18,788,287千円	19,404,652千円	▲616,365千円

歳 出	令和6年度	令和5年度	増減額(R6-R5)
保険給付費 (医療費)	12,598,619千円	12,976,172千円	▲377,553千円
事業費納付金	5,154,770千円	4,773,413千円	381,357千円
保健事業費	212,837千円	206,813千円	6,024千円
総務費	322,358千円	294,919千円	27,439千円
その他支出	499,703千円	716,141千円	▲216,438千円
歳 出 合 計	(B) 18,788,287千円	18,967,458千円	▲179,171千円

- 令和6年度決算では歳入不足となったため、国民健康保険財政調整基金 約9,500万円を取り崩して補填し、単年度収支 ((A) - (B)) は0円となった。
- 令和6年度決算で歳入不足となった大きな要因は以下の2点。
  - ①保険料収入が令和5年度と比較して約1.2億円減少（被保険者数の減少）
  - ②青森県に納付する事業費納付金が令和5年度と比較して約3.8億円増加

### ＜今後の弘前市国保財政の見込み等について＞

- 新型コロナによる医療機関の受診控えの影響で医療費が急増し、令和6年度中に納める事業費納付金は増加したものの、医療費の増加が落ち着き、令和7年度中に納める事業費納付金は約50億円と前年度より減少。
- しかし、被保険者の減少に伴い保険料収入も減少していく見込みであり、高齢化や医療の高度化等により、一人あたりの医療費は増加が続く見込み（事業費納付金も緩やかに増加が続く見込み）。



令和6年度決算では歳入不足となり基金の取り崩しを行ったが、収支を好転させるため、特別調整交付金（保険者努力支援）の獲得などに積極的に取り組み、健全な財政運営に努めていきたい。